

議案第14号

学校運営協議会の委員の任命について

山陽小野田市学校運営協議会規則第3条の規定に基づき、下記のとおり教育長及び対象学校の校長から共同推薦のあった者を学校運営協議会の委員として任命すること。

令和6年5月23日提出

山陽小野田市教育委員会
教育長 長友 義彦

記

- 1 任命される者
別紙名簿のとおり
- 2 任期
任命日から令和8年3月31日まで

【参考】

○山陽小野田市学校運営協議会規則（抜粋）

（組織）

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 法第47条の6第2項の任命は、教育長及び対象学校の校長が共同推薦した者のうちから行うものとする。

（委員の任期等）

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

3 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に掲げる非常勤の特別職とする。